

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（5月9日現在）

【ポイント】

- 報道によれば、アルゼンチン国内では5766名（昨日から155名増）の累計感染者数、うち300名の累計死亡者数、1728名の累計治癒数が報告されています。
- 当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした、全国強制隔離措置（以下「強制隔離と記載」）（DNU 408／2020）が5月24日まで延長されました。ただし、明後日11日以降は、以下2及び3（ブエノスアイレス市在住の方）のとおり、変更措置が取られます。ブエノスアイレス市においては外出時にマスク等で口元を覆うことが義務づけられており、違反した場合には罰金が科せられますのでご注意ください。
- 短期渡航者やご帰国予定がある皆様におかれましては、強制隔離およびそれに伴う国内移動制限の長期化、国際便の減少を念頭に、出国を希望する場合には各交通機関の運行状況等について、最新の情報の収集に努めてください。

【本文】

1 報道によれば、アルゼンチン国内では5766名（昨日から155名増）の累計感染者数、うち300名の累計死亡者数、1728名の累計治癒数が報告されています。

2 強制隔離の5月24日までの延長（続報）

昨8日夜に大統領が発表した、強制隔離の24日までの延長に関する具体的措置を定める必要緊急大統領令（DNU）及び関連規則は、当地時間午後8時現在発出されていませんが、報道によると以下の内容となる見込みです。

（1）登校を伴う学校の再開はされない。また、大規模イベントについても開催されず。ショッピングセンター、映画館、劇場、文化センター、図書館、美術館・博物館、レストラン、バー、ジム、各種クラブ、公園・広場も引き続き閉鎖。

（2）州境及び国境をまたぐ公共交通、観光活動も停止を継続。

（3）国境は引き続き閉鎖。

（4）60歳以上、妊娠中、その他リスクが高いグループに属する労働者の出勤義務免除の継続。

（5）次の産業分野の活動を再開（ただし、公共交通機関の利用は不可。再開する各企業は、従業員の交通手段を独自に確保する必要あり）：自動車・自動車部品、電子機器・家庭用電化製品、テキスタイル、履物・衣類、タバコ製品、冶金、機械・装置、グラフィックス、出版・印刷、木材・家具、おもちゃ、製薬研究所、化学・石油化学製品、オートバイ・自転車の製造およびタイヤ製造。

（6）ブエノスアイレス首都圏（AMBA）を除く各州知事は、保健省が定めた基準を考慮し、例外となる活動・サービスを定めることができる。ブエノスアイレス首都圏については、引き続き隔離措置が継続され、例外は官房長官の許可が必要となる。

3 来週以降のブエノスアイレス市における強制隔離

9日、ブエノスアイレス市は、昨8日のフェルナンデス大統領及びラレタ市長の発言を踏まえ、同市HP（<https://www.buenosaires.gob.ar/laciudad/noticias/cuales-son-las-nuevas-actividades-habilitadas>）において、来週以降のブエノスアイレス市における強制隔離について以下のとおり発表しています。

（1）以下の活動は5月12日から再開される。

ア 小売店（書籍、おもちゃ、フラワー、香水、装飾品、電化・家電製品、楽器、自転車）：開店できるのは月曜から金曜の午前11時から午後9時（最大）まで。

イ レストラン（飲食物の販売）：持ち帰り形式のみ。

ウ 建設：掘削と解体のみ。月曜日から金曜日の午前6時から午後2時まで。

エ 私立学校及び大学以外の研修機関の管理部門。

オ ブエノスアイレス市巡回フェア（GCBA（FIABS）野外スタンド）

（2）引き続き閉鎖される分野

ア 小売店：衣類および履物。

イ レストランと飲み物：厨房は機能するが、客席は閉鎖を継続。

ウ 個人サービス：美容院、マニキュア、スパ、ペディキュア、マッサージなど。

エ 専門サービス：在宅勤務を優先。

オ スポーツとレクリエーション：ジム、スポーツセンター、トレーニングルーム、ダンスホール、ミロンガ、ボーリング場。

カ 大規模ショッピング：デパート、ショッピングアーケード・センター。

（3）不要不急ではない買い物を行う者に対する規制

ア 自宅近傍の小売店での買い物のみ許可され、DNI末尾の番号による規制を行う。月曜日から金曜日までのDNI末尾偶数の場合は偶数日、末尾奇数の場合は奇数日に可。

イ 両親は、別の者が世話できない場合に、12歳までの子女を連れて店舗に入ることを許可。

（4）子女との外出

5月16日（土）から、土日に子女との外出が可能（15歳までの子女で週末のみ、両親及び責任者はDNI所持、DNI末尾偶数の場合は偶数日、奇数の場合は奇数日に可、最大1時間、自宅から最大500メートルまで、6歳未満の子女はフェイスマスクを着用する義務なし、広場や公園では内部の歩道と小道を散歩可）。

（5）生活必需品の買い物

近くの市場とスーパーマーケット：これまでと同様、マスク等を着用していつでも行くことができる。

（6）社会的距離を促進するための公共スペースへの介入

公共交通機関を使用することなく、歩行や自転車での移動を促進しつつ、社会的距離を確保し、混雑を回避、加えて近隣での商取引を奨励するために、市内の約100の通りを部分的または全

体的に歩行者専用とする。

4 強制隔離およびそれに伴う国内移動制限 の長期化が見込まれ、見通しも不透明であるとともに、国際航空会社の多くが減便をしている現状から、短期渡航者やご帰国予定がある皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いやうがいの励行などの感染予防に努めるとともに、出国を希望する場合には、各交通機関の運行状況等について最新の情報の収集に努めてください。

(以上)